

平成31年2月15日

組合員 各位

福島さくら農業協同組合  
代表理事組合長 結城 政美

共済規程の一部変更について、下記のとおり平成30年12月27日開催の平成30年12月定例理事会において議決しましたので、定款第55条第2項の規定に基づき掲示いたします。

なお、変更内容については、今後、福島県知事の承認を受け効力が生ずることになります。

#### 記

##### 1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、e-JIBAIを導入することに伴い、共済規程の一部を変更する。

##### 2. 実施時期

平成31年4月1日

以上